

経済情報コンダクター

TOKAI ZAIKAI

月刊 東海財界

Monthly Report

空と道とのモビリティをはじめ
「日本一元気な愛知を作る」

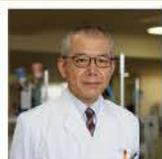


大村秀章
愛知県知事



外交官になって日本とカンボジアと
世界をつないでいきたい

チャン・リナ



新規の難治性心臓病
中性脂肪蓄積心筋血管症をご存知ですか？

鍋島 邦浩



5つの大学病院群をまとめ
全国に負けない総合力のある大学へ

郡健二郎

名古屋高裁判決が国に鉄槌下す
物価偽装など認め、賠償も命じる

叔父がオレオレ詐欺の被害者に
50万円詐取の「受け子」だけ逮捕

倒産「増」に粉飾の「虚」
漢字が象徴した1年「辰年」は？

辰年は「政変の年」
問われるのは我々国民です

新連載・愛知県政余聞
第1章 倉知俊彦の独白

月刊 東海財界

月刊東海財界 新年号

第13巻第1号通巻144号
令和5年12月25日発行

発行所 中部財界フォーラム社

〒461-0002 名古屋市東区代官町40-18 A.L.A代官町ビル5F

株式会社 中部財界フォーラム社

定価・770円(税込)



筆者も舞台挨拶に『NO 選挙, NO LIFE』上映

フリーライター 畠山さんの取材活動追う

2024
新年号
(毎月25日発行)

片岡憲明弁護士の 法律相談事務所



片岡 憲明（かたおか のりあき）1977年生まれ。2001年東京大学法学部卒業。同年司法試験合格。03年弁護士登録。寺澤総合法律事務所入所。07年片岡法律事務所入所。23年7月より同事務所代表弁護士。

<弁護士法人片岡法律事務所> 名古屋市中区丸の内2丁目19番25号MS桜通7、8階 ☎052-231-1706

君子、危うき（SNS）に近寄らず

【質問】私は、匿名でツイッター（現X）やインスタグラムなどのSNSをやっています。先日、ある著名人Aがインスタグラム（公開）で写真を投稿していました。体調不良なのに危険なアトラクションに挑むという内容でした。その後、Aが怪我をしたことを知りました。私は、Aのインスタグラムに公開されていた写真をスクリーンショットして、SNS（公開）で「ちょっと無謀すぎますね～」と画像投稿しました。そうしたところ、3か月後に、Aの代理人弁護士から、慰謝料150万円を請求する内容証明郵便が届きました。大事になり、どう対応したらいいか、大変悩んでおります。

【回答】ツイッター（現X）やインスタグラムでSNSを楽しんでいらっしゃる方も増えてきました。かくいう私もフェイスブックをやっていますし、ツイッター、インスタグラムもアカウントを持っております。

最近、テレビ等でも報道されていますが、不用意なSNSの書き込みを理由として訴えられるという事件が増えています。匿名で投稿していても訴えられるのか、と驚かれるかもしれませんが、弁護士が法的手続をとれば、匿名のSNS投稿であっても、投稿者の氏名・住所を特定できることが多く、最終的に投稿者が訴えられるケースも多いです。

今回、Aは公開のインスタグラムで写真を投稿していますし、投稿内容も、無謀と指摘する

程度のものでありますから、この程度のもので慰謝料を請求するのはおかしいとも考えられます。

しかし、問題は、Aの撮った写真を転載してしまった点です。

これは、Aの著作物を無断で複製しているという点で、形式的には著作権侵害になってしまいます。また、無断でAの写真を使っていることから、肖像権侵害にもなる可能性があります。以上、相談者の行為は違法とされる可能性があります。

上に述べたように、相談者が違法となる可能性があります。賠償金はいくらになるのでしょうか。SNSによる権利侵害での慰謝料ですが、内容の悪質性によって千差万別であり、数万円の場合もあれば、100万円を超えるような場合もあります。

また、注意しなければならないのは、慰謝料とは別に投稿者を特定するための弁護士費用（調査のためのもの）なども請求されるおそれがあることです。50万円程度の費用が認められたケースもあります。どの程度の慰謝料なのか、いくら調査費用がかかったのか、きちんと資料を確認したり、判例を調べたりして、交渉する必要があります。

SNSは楽しいのですが、不用意に投稿すると、特に著名人に関しては、リスクが高いのです。

名誉毀損や著作権等には十分気をつけて、SNSをたしなんでいただきますよう、お願いします。